

2. 中国残留孤児援護基金委託援助業務

2007年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による、中国残留孤児援護基金委託援助業務を行っている。この業務は、中国残留邦人等のうち、身元が判明している者が、戸籍に関する手続を行う場合において、弁護士による法的援助を提供する業務である。